

2026年6月15日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
会社名 GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 青山 満
(コード番号:3788 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 池 谷 進
(TEL:03-6415-6100)

連結子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ

当社は、2026年6月15日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるGMO デジタルラボ株式会社（以下、GMO デジラボ社）の当社保有株式の全てをGMO コマース株式会社（以下、GMO コマース社）へ譲渡する旨を決議し、同日に株式譲渡契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

－記－

1. 異動の理由

当社は「コトをITで変えていく。」を企業理念として掲げ、便利で豊かな笑顔ある社会を広げていくことを使命としています。それを実現するための中期戦略としてNext2040を展開、AIの社会浸透を背景に、インターネットセキュリティによる「信頼」とAIを支えるインフラの「巨大市場」に着目した事業に注力しています。また、当社は上場企業として、資本コストや株価を意識した経営を求められていることを意識しています。

このような状況において、戦略的な事業領域へ集中すべく、GMO デジラボ社の株式をGMO コマース社へ譲渡することを決定いたしました。

GMO デジラボ社は、スマートフォンアプリにて店舗の販促、集客支援等を主要事業とし、当社連結企業として成長してまいりました。しかしながら、当社が中期戦略に掲げる事業とのシナジーにおいては、年々低下している状況にありました。同社においては、今後より一層成長し企業価値向上するためには、大手チェーンを中心に店舗向けのデジタルマーケティング・集客支援に強みを持つGMO コマース社と一緒にすることが、最善の選択であると考え今回の決定にいたしました。

2. 異動する子会社の概要

(1) 名 称	GMO デジタルラボ株式会社			
(2) 所 在 地	北海道札幌市中央区北 2 条西 3 丁目 1 敷島ビル 5F			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 山田 裕一			
(4) 事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンアプリによる店舗販促・集客支援・業務効率化 ・企業の DX 支援 ・自治体 DX 支援・地域経済の活性化 			
(5) 資 本 金	3,455 万円			
(6) 設 立 年 月 日	1993 年 12 月 9 日			
(7) 大株主及び持株比率	GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社 100%			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	当社が 100%出資する連結子会社となります。		
	人 的 関 係	当社の取締役 1 名、執行役員 2 名が取締役に就任しております。		
	取 引 関 係	当社および当社連結子会社にてサービス提供等の取引があります。		
(9) 当該会社の最近 3 年間の経営成績および連結財政状況				
	決算期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期
	純 資 産	277 百万円	267 百万円	257 百万円
	総 資 産	474 百万円	510 百万円	478 百万円
	1 株 当 たり 純 資 産	0.5 百万円	0.4 百万円	0.4 百万円
	売 上 高	933 百万円	935 百万円	887 百万円
	営 業 利 益	54 百万円	30 百万円	7 百万円
	経 常 利 益	54 百万円	29 百万円	7 百万円
	当 期 純 利 益	34 百万円	18 百万円	4 百万円
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益	56,895 円	30,114 円	6,414 円
	1 株 当 たり 配 当 金	84,000 円	46,000 円	24,100 円

3. 株式譲渡の相手先の概要

(1) 名 称	GMO コマース株式会社
(2) 所 在 地	東京都渋谷区道玄坂 1-2-3 渋谷フクラス 13 階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山名 正人
(4) 事 業 内 容	店舗の CX 向上および DX 推進を支援するマーケティングプラットフォーム等の開発、提供
(5) 資 本 金	11 億 353 万円 (2026 年 3 月 31 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	2012 年 11 月 22 日
(7) 純 資 産	2,665 百万円 (2026 年 3 月 31 日現在)
(8) 総 資 産	3,893 百万円 (2026 年 3 月 31 日現在)

(9) 大株主及び持ち株比率 (2025年12月31日現在)	GMO インターネットグループ株式会社	65.04%
	株式会社 SBI 証券	4.18%
	江川 巖	2.34%
	山名 正人	1.69%
	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社)	1.14%
	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	1.11%
	野村証券株式会社	1.07%
	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.00%
	石川 幸司	0.68%
	土井 将司	0.54%
(10) 上場会社と当該会社 との関係	資 本 関 係	当社の親会社である GMO インターネットグループ株式会社が、対象会社の株式の 65.04% (2025年12月31日現在) を保有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	当社および当社連結子会社にてサービス提供等の取引があります。
	関連当事者への該当情況	当社の親会社である GMO インターネットグループ株式会社が、対象会社の株式の 65.04% (2025年12月31日現在) を保有しております。

4. 譲渡株式数、譲渡価額および譲渡前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	600 株 (議決権の数：600 個) (議決権所有割合：100 %)
(2) 譲 渡 株 式 数	600 株 (議決権の数：600 個)
(3) 譲 渡 価 額	700 百万円
(4) 異動後の所有株式数	0 株 (議決権の数：0 個) (議決権所有割合：0 %)

(注1) 株式の譲渡価額は、第三者評価機関の価格算定等を踏まえており、合理性のある価格と考えています。

(注2) 当該譲渡価額に加えて、業績の達成度合いに応じた条件付譲渡対価（以下、アーンアウト対価）を受領する条項を締結しております。アーンアウト対価は、当社が追加的に受領する対価であり、GMO デジラボ社の 2026 年 12 月期から 2028 年 12 月期における業績の達成度合いに応じて、最大 100 百万円を受領する機会があります。

5. 日 程

(1) 取締役会決議日	2026年6月15日
(2) 契約締結日	2026年6月15日
(3) 株式譲渡実行日	2026年7月1日（予定）

6. 今後の見通し

本件株式譲渡により、GMO デジラボ社は連結子会社から除外される予定です。なお 2026 年 12 月期の当社連結業績に与える影響は、軽微であると見込んでおりますが、今後、適時開示の必要性が生じた場合は速やかに開示いたします。

7. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社の親会社である GMO インターネットグループ株式会社（以下、GMO-IG 社）は、当社の発行済株式に係る議決権の 52.02%を保有しており、当社の支配株主に該当いたします。本取引は、GMO-IG 社の子会社である GMO コマース社（当社の兄弟会社）に対して当社の保有する GMO デジラボ社の全株式を譲渡するものであり、支配株主グループに属する関係会社との取引に該当いたします。

当社が、2026 年 4 月 7 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」とおおり、親会社グループとの取引を行う際には、少数株主保護の観点から当社のメリット等を考慮のうえ、取締役会が当社社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行う方針としています。

本取引に際しては、後記「(2)公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項」とおおり、独立した第三者評価機関による株式価値算定書の取得、支配株主と利害関係のない独立社外取締役 3 名とディスカッションを重ねた上で、支配株主である GMO-IG 社兼務役員 2 名を除き取締役会において決議を行っており、上記方針に適合するものと考えています。

(2) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本取引が GMO-IG 社の関係会社である GMO コマース社との取引に該当することから、取引条件の公正性の確保および利益相反の回避を図るため、以下の措置を講じています。

① 独立した第三者評価機関による株式価値算定書の取得

当社は、本取引における取引価額の客観性・合理性を確保するため、利害関係を有しない独立した第三者評価機関に対し、GMO デジラボ社の株式価値算定を依頼、2026 年 6 月 8 日付で株式価値算定書を取得しています。

本取引における譲渡価額は、クロージング時に支払われる確定対価 700 百万円（1 株当たり 1,166,667 円）および GMO デジラボ社の業績指標の達成状況に応じて支払われるアーンアウト対価（最大 100 百万円）の合計により構成されており、譲渡価額の総額は最大 800 百万円となり

ます。

当社は、第三者評価機関へ GMO デジラボ社の株式価値算定を依頼しており、本取引の譲渡価額（確定対価およびアーンアウト対価の合計）は当該算定レンジ（586 百万円～852 百万円）と整合していることを確認しています。

② 支配株主と利害関係のない社外取締役からの意見書の取得

当社は、本取引が少数株主にとって不利益なものでないかを確認するため、当社の支配株主である GMO-IG 社（およびその関係会社）と利害関係を有しない独立社外取締役3名（秋山 ゆかり取締役、水上 洋監査等委員取締役、および岡田 雅史監査等委員取締役）に対し、本取引の目的・背景の合理性、取引条件の公正性および少数株主への影響について検討を求め、5月18日および本日6月15日開催の事前説明会にて2回のディスカッションを実施しています。その中での意見概要については、後記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」とおりとなります。

③ 取締役会における審議および承認

当社取締役のうち、熊谷 正寿氏は、当社の支配株主である GMO-IG 社の代表取締役グループ代表会長兼社長執行役員・CEO を兼務しており、また安田 昌史氏は GMO-IG 社の取締役グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐を兼務しています。両名はいずれも当社の支配株主である GMO-IG 社において役職・地位を有することから、利益相反が生じるおそれがあるため、本取引に係る取締役会の審議および決議へ参加していません。

本取引に係る取締役会の審議および決議は、上記2名を除き、取締役7名（取締役4名、監査等委員取締役3名）が出席のもとで行われ、本取引の必要性・合理性および取引条件の適正性について慎重に審議した上で、出席取締役全員の賛成により決議しています。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、当社の支配株主である GMO-IG 社（およびその関係会社）と利害関係を有しない独立社外取締役3名より、2026年6月15日付にて以下のとおり意見を取得しています。

① 取引の目的・背景の合理性について

当社の主軸事業がインターネットセキュリティに移行するなか、GMO デジラボ社の展開する事業は、当社の主軸事業とのシナジーが希薄化していました。このような状況下、ワーキンググループを組成し、当社連結企業集団内において投資を実施することで売上利益成長を図ることを検討したものの限界があることから、当社の企業規模においては、様々な事業を並行して実施するのではなく、中期戦略に掲げるインターネットセキュリティ事業にて一番になるべく、今後の投資と経営資源を同事業へ集中したほうが良いという方向にいたりました。また、同社の譲渡先については、GMO インターネットグループ内外の複数候補を検討し、譲渡価額を最も考慮し、同時に取引実行の確実性、事業継続性、従業員・顧客への影響、当社の中期戦略との整合性を総合的に比較検討しました。その結果、GMO コマース社への譲渡が、譲渡価額および当社の中長期

的な企業価値向上の観点から合理性が認められ、これらの判断は企業経営における合理的な意思決定であると判断します。

② 取引条件の公正性について

本取引における譲渡価額は、当社および支配株主(およびその関係会社)のいずれからも独立した第三者評価機関が DCF 法を用いて算定した合理的な価格水準(算定レンジ:586 百万円~852 百万円)に照らして妥当な範囲内にあり、少数株主の利益を不当に害するものではないと判断します。当該算定は独立した専門機関によるものであり、算定プロセスの客観性についても特段の問題は認められません。

③ 取引手続きの適正性について

当社取締役のうち、熊谷 正寿氏は、当社の支配株主である GMO インターネットグループ株式会社の代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO を兼務しており、また安田 昌史氏は同社の取締役グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐を兼務しています。両名はいずれも当社の支配株主において役職・地位を有することから、利益相反が生じるおそれがあるため、本取引に係る取締役会の審議および決議へ参加していません。

本取引に係る取締役会の審議および決議は、上記 2 名を除き、取締役 7 名(取締役 4 名、監査等委員取締役 3 名)が出席のもとで行われ、本取引の必要性・合理性および取引条件の適正性について慎重に審議した上で、出席取締役全員の賛成により決議されていることを確認しており、本取引における取締役会の意思決定プロセスの公正性および独立性は確保されているものと判断します。

独立社外取締役 3 名は、これらの検討過程、第三者評価機関による算定結果、利益相反取締役の審議および決議への不参加を確認し、必要な質疑を行いました。その上で、本取引における取締役会の意思決定プロセスの公正性および独立性は確保されており、本取引は少数株主にとって不利益なものではないと判断します。

④ 当社の中長期的な企業価値向上への寄与

本取引により、経営資源の主力事業への「選択と集中」がさらに推進されることは、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと考えられ、少数株主の利益を不当に害するものではないと判断します。

(結論)

本取引の目的の合理性、取引条件の公正性および取引手続きの適正性はいずれも確保されており、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断いたします。

以 上